

令和 8 年度

償 却 資 産 申 告 の 手 引

平素は本市税務行政につきまして、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
償却資産（事業用資産）は、固定資産として課税の対象です。償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定に基づいて毎年 1 月 1 日現在の資産の状況を、資産所在地の市町村長へ申告しなければならないことになっております。

つきましては、別添のとおり申告用紙を送付いたしますので、この手引きをよくお読みいただき、申告書を作成の上、提出していただきますようお願い申し上げます。

申告期限 令和 8 年 2 月 2 日(月)

※申告書を送付する際は、最終面の宛名を切り取ってご利用ください。

※申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、**切手を貼った返信用封筒を同封してください。**

※泉大津市では、eLTAX(エルタックス:地方税共同機構が運営するシステム)を利用し、償却資産の電子申告ができます。インターネットを通じてご利用になれますが、利用の際は必要な準備や手続きがありますので、eLTAXのホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/>) にて、ご確認ください。



泉 大 津 市

申告書の提出先及び問合せ先

〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町 9 番12号

泉大津市役所総務部税務課固定資産税係

電話 0725 (33) 1131 (内線 2137・2138)

1. 申告の方法

(1) 申告しなければならない方

令和8年1月1日(賦課期日)現在において泉大津市内に土地及び家屋を除く事業(製造業、販売業、建設業、不動産貸付業、サービス業等すべての事業)の用に供することができる資産を所有(又は貸与)している個人又は法人。

(2) 申告期限

令和8年2月2日(月)

※注意事項

- ・正当な事由がなく申告されなかった場合、遅れて申告された場合及び虚偽の申告をされた場合は、過料延滞金の徴収または、罰金等の不利な取扱いを受けることがあります。

(3) 提出書類

区分	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	・令和7年1月2日以降新たに事業を開始された方	令和8年1月1日現在所有している全資産	(ア) 令和8年度償却資産申告書 (イ) 種類別明細書(増加資産・全資産用)
	・全資産申告をされる方		
増加・減少資産申告	・令和7年1月2日以降新たに事業を開始された方	令和8年1月1日現在所有している全資産	(ア) 令和8年度償却資産申告書 (イ) 種類別明細書(増加資産・全資産用)
	・令和7年1月2日以降資産の増加・減少のあった方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加及び減少した資産	(ア) 令和8年度償却資産申告書 (イ) 種類別明細書(増加資産・全資産用) (ウ) 種類別明細書(減少資産用)
	・令和7年1月2日以降資産の増加・減少のなかった方		(ア) 令和8年度償却資産申告書の備考欄「2. 資産の増減なし」を、○で囲んでください。

※ 全資産申告が増加・減少資産申告のどちらかを選択し、必要な書類をご提出ください。

(ア) 償却資産申告書(記入例P. 5 参照)

この用紙は、資産の異動がない場合や、該当資産がない場合又は、解散、廃業、休業、名称変更等をされた場合でも、必ずその旨を記入し提出してください。

(イ) 種類別明細書(増加資産・全資産用)(記入例P. 6 参照)

(増加・減少資産申告区分の方) 前年中(令和7年1月2日～令和8年1月1日まで)に取得(増加)した資産をすべて記入してください。

(全資産申告区分の方) 令和8年1月1日現在所有し、かつ泉大津市内に所在する全ての資産を記入してください。

(ウ) 種類別明細書(減少資産用)(記入例P. 7 参照)

前年中(令和7年1月2日～令和8年1月1日まで)に減少した資産をすべて記入してください。

また、同封の償却資産細目一覧表に掲載されている資産で種類、名称、耐用年数、取得価格の内容に変更又は、誤りがある場合は修正事項を記入してください。

※1 課税標準の特例適用資産及び非課税資産について

一般資産と同様に記載してください。

なお、新設資産については、種類別明細書摘要欄へ、特例又は非課税と記し、該当条項も記載してください。また、それを証明できるもの(設置届出書、仕様書等の写し)を添付してください。

※2 償却資産申告書及び種類別明細書の控用についても提出してください。

2. 申告していただく償却資産

- (1) 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産。
- (2) 減価償却額又は、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得計算上、損金又は必要な経費に算入されるべき性格のもの。

例えば次のようなものが対象となります。

資産の種類	具 体 例
第一種 構築物 (建物附属設備)	橋、岸壁、軌道、貯水池、煙突、水槽、道路、駐車場の舗装、広告塔、門、塀、庭園（庭園を構成する庭石、立木等）その他土地に定着する土木設備等、仮設建物簡易間仕切、生産用給排水設備、ネオン、屋外電灯（配線）、屋外給排水設備等
第二種 機械及び装置	各種製造機械、建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業機械）、その他物品の製造修理等に使用する機械及び装置
第三種 船 舶	一般船舶、漁船、モーターボート、貸ヨット、貸ボート
第四種 航空機	飛行機、ヘリコプター
第五種 車両及び運搬具	運搬車、フォークリフト、特殊けん引車等
第六種 工具、器具及び 備 品	コピー機、パソコン、応接セット、机、金庫、その他事務機器、エアコン、テレビ、レジスター、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、理美容機器、医療用機器、その他測定、通信、光学機器等

※ 前記のほか次の資産も申告の対象となりますので特にご注意ください。

- ア 現在稼働していないが、令和8年1月1日現在において事業の用に供しうる状態にあるもの。（遊休未稼働資産）
- イ 帳簿に記載されていないが、事業の用に供することができるもの。（薄外資産）
- ウ すでに減価償却を終え、残存価額のみが計上されている資産で使用中のもの。（償却済資産）
- エ 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部または全部が令和8年1月1日現在において事業の用に供しているもの。（建設仮勘定の資産）
- オ 割賦買入資産で割賦金の完済していないものであってもすでに事業の用に供されているもの。（申告は買主が行ってください）
- カ 赤字決算等のため減価償却を行っていないものであっても本来減価償却が可能なもの。
- キ 改良費のうち資本的支出として資産に計上したものは本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。
- ク 決算の翌日以降令和8年1月1日までに新たに取得又は減少した資産。

建設設備における家屋と償却資産の区分表

設備の区分	償却資産の取扱いとするもの	家屋の取扱いとするもの
電気設備 (1)変電配電設備 (2)照明設備 (3)電気設備 (4)インターホン設備	(1)変圧設備、生産事業用動力配線、屋外配線 (2)ネオンサイン、水銀灯、投光器、スポットライト (3)内線電話に附属する交換器、電話機 (4)インターホン、アンプ、スピーカー、マイクロホン	(1)建築設備用動力配線（エレベーター、空調設備等用） (2)一般照明の屋内配線、照明器具 (3)配管、配線、端子盤等 (4)配管、配線、電鈴等
衛生設備 (1)給排水設備 (2)給湯設備 (3)浴槽設備 (4)ガス設備	(1)井戸、給排水ポンプ、モーター、屋外配管設備 (2)瞬間湯沸器、貯湯槽、貯水槽、煙突 (3)独立煙突、釜（槽）、温水器、ろ過器、ボイラー (4)屋外供給本管、メーター、各種ガス器具	(1)屋内給排水設備 (2)左記以外の中央式給湯設備 (4)屋内配管
空調設備 (1)冷暖房設備 (2)換気設備	(1)熱交換器、送風器、パッケージエアコン（附属の冷却塔、ダクト等含む） (2)扇風機、工業用送風装置	(1)家屋と一体となって取付けられている設備（ボイラー、ヒートポンプ、ダクト含） (2)換気設備、換気扇、天井扇
防災設備	ホース、ノズル、各種消火器	火災報知設備、避雷設備、消火栓、スプリンクラー設備
運搬設備	生産設備用エレベーター、ベルトコンベアー	エレベーター、ダムウェーター、リフト
サービス設備 (1)厨房設備 (2)医療用設備	(1)レンジ、洗米機、炊飯器、流し台 (2)医療用ガス設備、消毒設備、手術用機器、X線設備	(1)造りつけの流し台、調理台等固定したもの (2)配管
店舗および事業用造作設備（店用簡易装備）	移動性の販売台、営業台、カウンター、簡易間仕切、ショーウィンドー、壁面飾り棚などで家屋の一部と接着するも容易に取りはずせるもの	造りつけの家具、カウンター、床、天井、内壁仕上げなど破損しなければ分離しえない程度に家屋と一体をなすもの
その他	門、塀、庭園、防火壁、アーケード、日よけ、塵芥焼却炉設備	

※家屋の所有者以外の者（賃借人等）が取り付けした附帯設備で家屋に付合するものについては、事業用のものに限り、その所有者（賃借人等）から償却資産として申告して下さい。

3. 申告していただく必要のない資産

- (1) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で一時に損金に算入されたもの（小額償却資産）、並びに取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの（一括償却資産）。但し通常の減価償却を行っているものは申告して下さい。
- (2) 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権等）
- (3) 自動車税又は軽自動車税の対象となる自動車、軽自動車、小型特殊車両、原動機付自転車等。
但し道路運送車両法上の大型特殊自動車（車種別番号0及び9のもの）は申告して下さい。

4. 固定資産税（償却資産）について

	説 明
納 税 義 務 者	令和8年1月1日現在における償却資産の所有者。
税 額	課税標準額に税率の $\frac{1.4}{100}$ を乗じた額です。 計算例 (課税標準額) (税率) (税額) $2,000,000円 \times \frac{1.4}{100} = 28,000円$
課 税 標 準 額	償却資産課税台帳の登録価格のこと。各資産の評価額を合算した額（決定価格）の1,000円未満を切り捨てた額を指す。 なお、評価額とは、取得年月日、取得金額、耐用年数から算出される令和8年1月1日現在の資産の評価のこと。
免 税 点	償却資産の課税標準額が150万円未満の場合には課税されません。 (ただし、この場合も申告してください。)

5. 課税標準の特例について

特定の設備に対しては地方税法上、課税標準の特例の規定があり、税負担の軽減等が図られています。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）にその名称等を記載するとともに、摘要欄に「特例資産」と記載し、該当資産の確認ができる書類等を添付してください。

6. 令和8年度償却資産申告書へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

平成28年1月の社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、償却資産申告書に新たにマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に記載いただくようお願いいたします。

7. 償却資産申告書の記入例

1 住所（または納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記入し、ふりがなを付してください。
また、ビルなどに入居している場合は、ビルの名称階数及び部屋番号を記入してください。

2 氏名を記入し、ふりがなを付してください。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。
また、屋号があれば、併せて記入してください。

3 個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

4 事業の種目を具体的に記入してください（例えば、ミシン製造業、自動車販売業等）。
また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

5 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。

6 この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

8 法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

9 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

10 非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

11 課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

12 租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定または所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。

13 税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。

14 法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。

15 泉大津市内における事業所等資産の所在地を記入してください。
また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。

16 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。

17 事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

18 該当する資産がない場合は1を○で囲んでください。昨年度までの申告資産の内容と変わらない場合は2を○で囲んでください。
廃業・解散・事業所廃止等の方はそれぞれ該当する項目の番号を○で囲み、異動年月を記入してください。

取得価額
〔(イ) (ロ) (ハ) (ニ) の各々に記入してください。〕

参考
前年に増加・減少資産申告をいただいた方については、同封の償却資産細目一覧表の内容と(イ)欄とが同じです。

令和 8 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印

令和 年 月 日
泉大津市長 殿

1 住所
(ふりがな)
いずみおおつしののめちよう
泉大津市東雲町9番12号
(又は納税通知書送達先)
(電話 0725-33-1131)

2 氏名
(ふりがな)
いずみおおつ たろう
泉大津 太郎
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(屋号)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目
(資本金等の額) (百万円)

5 事業開始年月 年 月

6 この申告に
応答する者の
係及び氏名
(電話)

7 税理士等の氏名
(電話)

8 短縮耐用年数の
承認 有 ・ 無

9 増加償却の届出 有 ・ 無

10 非課税該当資産 有 ・ 無

11 課税標準の特例 有 ・ 無

12 特別償却又は圧縮
記帳 有 ・ 無

13 税務会計上の償却
方法 定率法・定額法

14 青色申告 有 ・ 無

15 市（区）町村内
における事業所
等資産の所在地

16 借用資産
(有 ・ 無)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考（添付書類等）

1. 該当する資産なし 2. 資産の増減なし
3. 廃業 4. 解散 5. 事業所廃止
6. その他 ()
異動年月 (年 月)
※上記に該当する方は○をつけてください。

資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構 築 物				
2 機 械 及 び 装 置				
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合 計				

資産の種類	評 価 額 (ホ)	* 決 定 価 格 (ヘ)	* 課 税 標 準 額 (ト)
1 構 築 物			
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機	全資産申告される方のみ記入してください。		
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合 計			

資産を取得するために要した金額で運賃、据付費を含みます。
なお、国庫補助金等により圧縮記帳を行っている場合には、圧縮額を取得価額に含めた額で記入してください。

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」
（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び
第6に掲げる耐用年数を記入してください。

この用紙には
（増加・減少資産申告の場合）増加資産について
（全資産申告の場合）全ての保有資産について
記入してください。

- 1.構築物
2.機械及び装置
3.船舶
4.航空機
5.車両及び運搬具
6.工具、器具及び備品

令和 8 年度		種 類 別 明 細 書（増加資産・全資産用）										所 有 者 名				
※ 所 有 者 コー ド ※														枚のうち		
														枚 目		
行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			(イ) 取 得 価 額	耐 用 年 数	改 耐 用 年 数	正 数 耐 年	(ロ) 減 価 残 存 率	(ハ) 価 額	(ヘ) 課税標準 の特例 率 コード	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月									
01	2		毛織機	1	5	06	11	2,500,000	10			0.			1. 2 3. 4	申告漏れ
02	2		油圧ポンプ(中古)	1	5	07	6	1,800,000	6			0.	全資産を申告される方		1. 2 3. 4	
03	5		フォークリフト	1	3	63	4	600,000	4			0.	のみ記入してください。		1. 2 3. 4	R7.5 岸和田より
04	6		ルームクーラー	1	5	07	6	200,000	6			0.	増加・減少資産申告を		1. 2 3. 4	
05	2		漬物製造設備	1	4	30	10	1,000,000	7			0.	される方は、泉大津市		1. 2 3. 4	申告漏れ
06												0.	の電算システムにて計		1. 2 3. 4	
07												0.	算を行いますので記入		1. 2 3. 4	
08												0.	の必要はございません。		1. 2 3. 4	
09												0.			1. 2 3. 4	
10												0.			1. 2 3. 4	
11												0.			1. 2 3. 4	
12												0.			1. 2 3. 4	
13												0.			1. 2 3. 4	
14												0.			1. 2 3. 4	
15												0.			1. 2 3. 4	
16												0.			1. 2 3. 4	
17												0.			1. 2 3. 4	
18												0.			1. 2 3. 4	
19												0.			1. 2 3. 4	
20												0.			1. 2 3. 4	
小 計				5				6,100,000								

第二十六号様式別表一（提出用）

- 他の市町村から移動等により受け入れた資産については、移動年月を記入してください。
- 課税標準の特例の適用を受ける資産については、「特例資産」と記入してください。

漢字、カタカナ、英字（大文字）で左から記入してください。
20字を超える場合には20字以内に簡略してください。

前年以前より申告のある方はすでに付されている
番号の続きの数字を記入してください。
初めて申告をされる方は各種類ごとに取得時期の
早い順に番号を記入してください。

資産の取得年月を記入してください。

- 年号 1. 明治
2. 大正
3. 昭和
4. 平成
5. 令和

このページの取得価額の
合計を記入してください。

- 該当する箇所を○で
囲んでください。
1. 新品取得
 2. 中古品取得
 3. 移動による受け入れ
 4. その他

この用紙には増加資産以外について記入してください。(減少、一部減少、耐用年数の改正及びその他修正。)

前年中に減少した資産の数量を記入してください。

資産の取得年月を記入してください。
年号 1. 明治
2. 大正
3. 昭和
4. 平成
5. 令和

前年前に取得した資産で現在までに耐用年数の変更があればその経過を摘要欄に付記してください。

第二十六号様式別表二(提出用)

令和 8 年度										種類別明細書(減少資産用)										所有者名										枚のうち	
* 所有者コード *																														枚目	
行 番 号	資 産 の 種 別	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等			数 量	取 得 年 月			取 得 価 額		耐 用 年 数	改 正 年 数	正 耐 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要												
							年 号	年	月							1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部													
01	2	17	コンプレッサー			1	3	6	4	300,000	9					①・2・3・4	①・2		〇〇株式会社												
02	5	1	フォークリフト			1	4	9	11	500,000	4					1・②・3・4	1・②		当初取得額5,000,000円(数量10)のうち500,000円(数量1)が減少												
03	6	5	冷凍庫			1	4	12	5	600,000	6					1・2・3・④	1・2		名称の訂正 冷蔵庫→冷凍庫												
04	6	198	応接セット			1	4	20	8	300,000	8					1・2・③・4	①・2		岸和田へ移動												
05																1・2・3・4	1・2														
06																1・2・3・4	1・2														
07																1・2・3・4	1・2														
08																1・2・3・4	1・2														
09																1・2・3・4	1・2														
10																1・2・3・4	1・2														
11																1・2・3・4	1・2														
12																1・2・3・4	1・2														
13																1・2・3・4	1・2														
14																1・2・3・4	1・2														
15																1・2・3・4	1・2														
16																1・2・3・4	1・2														
17																1・2・3・4	1・2														
18																1・2・3・4	1・2														
19																1・2・3・4	1・2														
20																1・2・3・4	1・2														
小 計						4				1,700,000																					

前年以前の申告により付されている資産番号を記入してください。

1. 構築物、2. 機械及び装置、3. 船舶、4. 航空機
5. 車両及び運搬具、6. 工具・器具及び備品

このページの減少・修正分の取得価額の差引合計額を記入してください。

減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

該当する箇所を○で囲んでください。
1. 売 却…前年中(令和7年1月2日から令和8年1月1日まで)に資産の全部または一部を売却した場合
2. 滅 失…前年中(令和7年1月2日から令和8年1月1日まで)に資産の全部または一部を滅失した場合
3. 移 動…前年中(令和7年1月2日から令和8年1月1日まで)に資産の全部または一部を移した場合
4. その他…同封の償却資産細目一覧表に掲載している資産で種類、資産の名称、数量、取得年月、耐用年数に変更または、誤りがある場合。
(注) 前年度の申告で取得価額に誤りがあり、正しい取得価額が修正前の取得価額より減少する場合は2を○で囲んでください。

1. 売却については売却先の名称等を
2. 滅失においてはその理由を
3. 移動にあたってはその受入先の所在地等を
4. その他にあつてはその減少の事由を
記入してください。

キリトリ

595－8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市役所

総務部税務課固定資産税係 宛